

# 経済産業省商務情報政策局での経験について — 知財担当として —

特許審査第二部繊維包装機械 審査官 松原 陽介

## 抄録

特許庁審査官の庁外での業務について紹介の一環として、筆者の2011年7月までの経済産業省商務情報政策局での経験についての紹介を行います。

経済産業省に赴任中の2年間は、いわゆる「行政官として」業務を行ってきたという印象が非常に強く残っています。

これまで特許庁で審査を行っていた時には余り意識をすることはなかったことについて、経済産業省に赴任して改めて重要性を感じたことや新たに関心を持ったことも多く、それらについて、実際の業務などの紹介を通じて述べさせていただきたいと思います。

## はじめに

本誌に寄稿する機会をいただき、どのようなことを書くかについては非常に悩みましたが、これから特許庁を離れて業務に携わることがあるかもしれない若手の審査官(審査官補)の方をメインターゲットに据えて書かせていただきました。

今回の特集企画のタイトルにもあるとおり、特許庁審査官が審査をその業務として行っていることはよく知られていますが、審査官はその専門性を活かして特許庁外においても様々な業務に関わっていることはあまり知られていないと思います。

私も経済産業省商務情報政策局情報通信機器課及び情報政策課情報国際企画室(兼任)での業務を担当する機会(2009年7月1日～2011年6月30日)がありましたので、その経験を中心に審査官の庁外での業務について、以下にご紹介させていただきます。

本稿が、会員の皆様に審査官の業務について幅広く知っていただくための一助になれば幸いです。

なお、本稿の内容は、筆者の個人的見解であり、経済産業省・特許庁を始めとする我が国政府の公式見解ではないことをあらかじめお断りしておきます。

## 1. 所属した部署及び役職について

「はじめに」において、私の赴任先について触れましたが、部署の名前だけを言われても経済産業本省に馴染みのない方には、どのような部署であるかということが全くわからないと思いますので、まずは所属していた部署及び役職について簡単に説明をさせていただこうと思います。

## (1) 経済産業省商務情報政策局について

経済産業省は、経済産業省大臣のもとに、いくつかの庁(特許庁を含む)やいくつかの局などから構成されていますが、私は、その中で商務情報政策局に所属しておりました。

商務情報政策局とは、一見その名前を聞くだけでは、担当する業務がどのようなものであるか非常にわかりにくい局ですが、端的に説明すると、サービス産業等の商務(商業上の事務)やIT等の情報に関する政策の立案着手などを行う局です。

また、これは余り知られていないことだと思いますが、各省庁の所掌業務(担当している業務)というものは法律(経済産業省であれば、経済産業省組織令<sup>1)</sup>)において厳密に規定されていて、その法律で規定された所掌業務の内容に基づいて我々はその業務を行うこととなります。

## (2) 情報通信機器課及び情報国際企画室(情報政策課)での業務

商務情報政策局の業務については、上述したとおりですが、私が所属していた情報通信機器課及び情報国際企画室(情報政策課)についても、同様に法律(経済産業省組織令)において、その所掌事務が定められております。

こちらの説明については概要についてのみにとどめさせていただきますが、情報通信機器課は、情報通信機器分野(TV等の家電製品や半導体などの分野)を所管していて、これらの分野に関して、事業の発達、改善及び調整や一般消費者の利益の保護を計ることをその業務としております。

代表的な例を挙げると、皆様がよく御存じの「エコポイ

ント」なども情報通信機器課が深く関わる政策となります。

一方、情報政策課は、商務情報政策局全体の業務を総括(取りまとめ)する課となっています。

それぞれの課の所掌業務について具体的な規定ぶりを知りたい方は、こちらも経済産業省組織令に定められているので、ご覧いただければと思います。

審査官時代には、担当する業務というものは明確にわかっている、自分の業務内容と法律で定められた内容というものを意識することはあまりなかったのですが、経済産業省に赴任していた間には自分に与えられた役割や立ち位置というものを日々意識しながら仕事をすることが多く、国家公務員という仕事は法律に基づいているものだとこのことを強く感じておりましたので、あえてこれら法律上の根拠をご紹介させていただきました。(それぞれの役割が大事とのようにいうと、いわゆる縦割り行政ではないかと指摘されそうですが、近年は省庁の垣根を越えた連携というものも多く行われるようになってきており、自身の立場を把握することと、縦割りというものは別のものであると考えております。)

なお、当然特許庁の各部や審査官の業務についても法律で定められておりますので、ご興味あるかたは根拠法などを調べてみると新たな発見があってもおもしろいかもかもしれません。

### (3) 知財担当としての業務

さて、所属部署の話が終わったところで、実際担当した業務の話に入りたいと思います。まず、私の役職についてですが、商務情報政策局情報通信機器課及び情報政策課の知財担当係長というものが与えられた役職(正式には、情報通信機器課情報通信機器二係長及び情報国際企画室

付)でした。

赴任中は、2つの部署に併任がかかっていたため、時には情報通信機器課の一員として、業界団体の方たちと知財に関する議論などを行って、家電などを含む情報通信機器業界の発展に資するような知財制度のあり方を目指すために働きかけを行うこともあれば、情報政策課の一員として、業界の立場からは一歩引いた観点から、情報産業全般に関する法律問題について、関係部署の方々と調整や相談などを行いその結果を制度に反映するようにすることなど、その時々で多少異なる業務に従事しておりました。

最初に辞令をもらったときは、知財担当ということで、特許庁の審査官として工業所有権に関する業務に携わっていくのかと思っておりましたが、実際に着任してみるとその業務内容はその8割ほどが著作権法や不正競争防止法(以下、単に「不競法」という)がらみであって、特許庁時代に培った知識というものは実際にはほとんど役に立ちませんでした。

そのため、知識もなにもない状態から、それぞれの法律等についての知識を勉強して業務に当たることとなるなど、最初はかなり苦労しました。

とはいえ、審査官として法律に携わる仕事を行ってきており、法律を読むといった点についてはそれなりに習熟していたので、その点に関しては、審査官としての業務経験を活かすことができたのではないかと今は考えております。

具体的な業務の内容についてですが、情報通信機器分野や情報産業に関するものであっておよそ知財と名のつくものであれば、基本的に上司から検討の命令などを受けるといった感じで、あまりにも関わった業務が多岐にわたるためどのような業務を行ってきたのかということについて、端的にお伝えするのがなかなか難しいといった状況です。

審査官の仕事は、担当する分野によってその技術分野が

1) (参考) 経済産業省組織令(平成十二年六月七日政令第二百五十四号)  
(商務情報政策局の所掌事務)

第九条 商務情報政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報処理の促進に関すること。
- 二 情報通信の高度化に関する事務のうち情報処理に係るものに関すること。
- 三 次に掲げる物資の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(製造産業局の所掌に属するものを除く。)  
情報通信機器、電子機器(電子計算機及びその関連装置を除く。)、電気機器、事務用機械、医療用機械器具、福祉用具、雑貨工業品及びレコードその他情報記録物並びにこれらに類するもの
- 四 経済産業省の所掌に係るサービス業に関する事務の総括に関すること。
- 五 経済産業省の所掌に係る事業のうち生活文化の創造に関連するものに関する事務の総括に関すること。
- 六 デザインに関する指導及び奨励並びにその盗用の防止に関すること。
- 七 通商に関する参考品及びこれに類するものの収集及び展示紹介に関すること。
- 八 商業の発達及び改善に関する基本に関することその他商一般に関すること。
- 九 百貨店業その他大規模小売店舗における小売業に関すること。
- 十 物資の流通(輸送、保管及び保険を含む。)の効率化及び適正化に関する経済産業省の所掌に係る事務に関すること。
- 十一 商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関する事務。
- 十二 経済産業省の所掌事務に係る消費の合理化に関する事務の総括に関すること。
- 十三 経済産業省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること(経済産業政策局の所掌に属するものを除く。)
- 十四 商務情報政策局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十五 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の施行に関すること。
- 十六 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第七十一号)の施行に関すること。
- 十七 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)の施行に関すること。

異なるということではありますが、基本的に審査を行うという点では明確であると思います。それに比べて、経済産業省での業務は、仕事の外延が定まっておらず、個人的な感想ではありますが、そのやり方、業務内容などに非常に高い自由度を持たされており、審査業務とは全く異なる業務であったなというのが感想です。

実際に担当した仕事を挙げていくと、関連する業界とのやりとりや各種審議会等の会議への対応、国際標準化戦略についての検討ということに携わっていたかと思うと、企業から提出された書類の事務的な処理をこなすなど、大きなものから小さなものまで多種多様なものがあり、それを体系づけてお話させていただくことが難しい(またその場限りでの打ち合わせなどお話出来ないような内容も多々ある)ので、経済産業省に赴任していた2年間の業務を通じて、印象的であった案件をいくつか紹介させていただきたいと思います。

## 2. 業界とのやりとり

審査業務を行っていた際には、民間の方とお話をさせていただく機会というものは、面接や工場見学の時くらいで、非常に少なかったのですが、経済産業省に赴任していた2年間は、勤務しているフロアには入れ替わり立ち替わり、常に誰かのもとに來客があるような状態で、民間の方とお話をする機会も非常に多く、皆が書類とPCに向き合い静かなイメージがある特許庁のフロアとは正反対な職場環境でした。

そのような環境で業務を行っていくこともあり、様々な方たちと日常的に意見交換をするのですが、民間の方とお話をする場合は、ある会社の従業員として意見交換をさせていただくというよりは、業界団体の一員として意見交換をすることがほとんどでした。

### (1) 業界団体とは

業界団体といわれても、すぐにはイメージしにくいかもしれませんが、業界団体とは、ある業界に属する複数の企業や個人が、業界全体の権益を守ること、業界全体を発展させることなどを主な目的として結成する非営利の団体のことで、例えば、経団連(日本経済団体連合会)や自工会(自動車工業界)などは聞いたことがあるのではないのでしょうか。(なお、審査官の業務に密接に関係する業界団体としては、日本弁理士会なども業界団体の一つです。)

業界団体は分野や職種などによって多種多様な業界団体が存在していますが、その業界を所管している省庁がその業界団体を所管していることが一般的です。(正確には、現在多くの業界団体は一般社団法人化しており、一般社団法人は内閣府の所管です。)

### (2) JEITAについて

情報通信機器課は、その名のとおり情報通信機器業界を所管しているので、情報通信機器に関する多くの業界団体と交流がありますが、その中でも、JEITA(一般社団法人電子情報技術産業協会)がもっとも有名な業界団体であると思います。JEITAとは、自工会と並ぶ大きな工業会で、パナソニックやソニー、東芝などの家電メーカーを主な構成員とする業界団体のことです。

JEITAのHPの記載から引用してさらに説明すると、

#### ○電子情報技術産業協会(JEITA)とは

一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA: Japan Electronics and Information Technology Industries Association)は、電子機器、電子部品の健全な生産、貿易及び消費の増進を図ることにより、電子情報技術産業の総合的な発展に資し、我が国経済の発展と文化の興隆に寄与することを目的とした業界団体です。

世界中がインターネットで結ばれ、エレクトロニクス技術とIT(情報技術)が、様々な形でグローバルに浸透しています。このエレクトロニクスの進化とITの進展により、情報・通信・映像・音声等の技術が融合して新しいシステムや製品が生み出され、経済社会のみならず、人々の生活や文化に至るまで、従来の枠組みを超えた大きな変化がもたらされています。

JEITAは、まさに21世紀のデジタル・ネットワーク時代を切り拓いていくことを使命としており、電子情報技術の発展によって、人々が夢を実現し、豊かな生活を享受できるようになることを願っています。

このため、政策提言や技術開発の支援、新分野の製品普及等の各種事業を精力的に展開するとともに、地球温暖化防止等の環境対策にも積極的に取り組んでいます。

とあります。

これだけの説明では、業界団体がどのようなものか、JEITAがどのようなものかということ把握することは難しいとは思いますが、世の中には業界団体というものがある、JEITAという団体があるということは何となくご理解いただければ幸いです。

JEITAの自身による説明を参照してみても、その取り組みには多種多様なものがあることがわかると思いますが、中でも「政策の提言」というのも業界団体の重要な取り組みの一つとなっております。

一般に業界団体は様々な問題を検討するための組織(JEITAでは「部会」や「委員会」)をもっておりそこでさまざまな検討を行っていますが、特にJEITAでは、その規模が大きいこともあって、知財関連についても多くの

委員会が設置されており、具体的には、知財関連の問題を取りまとめる法務・知財権委員会（同運営委員会）を始めとして、著作権専門委員会、私的録音録画補償金専門委員会、経済法規専門委員会、個人情報保護専門委員会、特許専門委員会、商標専門委員会、模倣品対策専門委員会が設置されています。

私も、全ての委員会に参加させていただくことは出来なかったのですが、数多くの委員会に参加させていただいて生の声を聞くことができたことは、非常に有用な経験でした。

中でも特に著作権専門委員会については、よく参加させていただき、その委員の皆様とは一緒に仕事をさせていただくことが非常に多くなりました。

一見、機器メーカーと著作権との間には全く関係がないのではないと思われるかもしれませんが、しかしながら、著作物というものは非常に広範なもので、皆様日々TVで見ているTV番組というものはまさに著作物ですし、皆様日々使っているBDレコーダーやPC等の機器は、著作物を利用するための機器であって、それらの製品を製造販売することをその業務としている機器メーカーと著作権との関係というものは、切っても切れないような非常に密接したものであることがわかつて思います。

そのような事情もあって、私の経済産業省に赴任していた2年間は、J E I T A とのお付き合いに終始したといっても過言ではない位のやりとりをさせていただいてきました。

当初は全く著作権法に知見のないような状態からいろいろと教えていただいて、なんとか2年間の任期を満了できたのも一緒に仕事をさせていただいた皆様のおかげだと思っております。

### 3. 法律関連業務

先ほど紹介させていただいたように政策を提言することがJ E I T A の活動であるとする、我々国家公務員の業務は、政策の策定や実行（審査官であればその実行に分類されるのではないのでしょうか）であるといえると思います。

制度の制定や改正などというものも、政策の一つであると言え、特に、私は、知財担当ということもあって制度（法律）の制定や改正というものに、深く関わる業務を行ってきました。

具体的に関わった法律などをご紹介させていただく前に、法律の作られ方について簡単にご紹介をさせていただきます。

皆様もなんとなくは知っていても、意外と知らない部分

もあるのではないのでしょうか。

#### (1) 法律の作られ方について

ご存じのとおり法律は国会において成立するものですが、その多くの法律は総理大臣を始めとする内閣が国会に提出するものであり、国会議員が国会に提出する法律もありますが全体に占める割合は大きなものではありません。

ここでは、その多数を占めている内閣提出の法律（内閣が提出するので一般に「閣法」と呼ばれる）がどのように作られるかについて簡単に説明をしたいと思います。

閣法は一般的に以下のような順序で作られていきます。

##### ① 審議会での検討及び法律案の作成

一般に、内閣が提出する法案を作成するに当たっては、法改正の必要性などを各省庁の審議会において検討するところから始まります。

審議会とは、国家行政組織法<sup>2)</sup>などに基づいて設置される機関であって、法改正の必要性など重要事項の審議が行われる会議のことで、例えば、特許庁も産業構造審議会特許制度小委員会などを運営しており、特許法の改正を行うのであれば、委員会を立ち上げて検討を行うこととなっております。

審議会は、基本的には、その改正を要する法律などに知見の深い学識者や関係団体などから、有識者を集めて構成されます。興味があればそれぞれの審議会にどのような人たちが委員として参加しているかを調べるとそれぞれの特徴などがわかっておもしろいかもしれません。

その審議会での議論がある程度まとまると、報告書を作成し、パブリックコメントの募集などが行われます。

その結果をうけて、必要に応じて報告書の修正を行い、実際の法律案の作成に入っていくこととなります。

各法律について各省庁が所管しているといっても、各省庁で法律案を作ればそれで法律ができあがるものではなく、閣議に付される法律案などの審査等を行う内閣法制局の審査を経る必要があります。

##### ② 内閣法制局における審査

内閣が提出する法律案については、閣議に付される前にすべて内閣法制局における審査が行われます。

内閣法制局における審査は、主管省庁で立案した原案に対して、

- ・憲法や他の現行の法制との関係、立法内容の法的妥当性、

2) (参考) 国家行政組織法  
(審議会等)  
第八条

第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

- ・立案の意図が、法文の上に正確に表現されているか、
- ・条文の表現及び配列等の構成は適当であるか、
- ・用字・用語について誤りはないか

というような点について、法律的、立法技術的にあらゆる角度から検討されることとなります。この審査は、厳密に行われるので審査を担当する法制局参事官の了解を得るために大変な労力を払うこととなります。

幸か不幸か私は、法改正の業務に直接は携わらなかったのですが、当該審査を受ける機会はありませんでしたが、実際法改正を担当している担当者と進ちょくの確認を含めて話をしていると、昼夜もなく業務を行っているような状況といった話をよく伺いました。

そして、これらの審査が終了すると、国会提出のために閣議に法案が出されることとなります。

### ③国会提出のための閣議決定

閣議請議された法律案については、異議なく閣議決定が行われると、内閣総理大臣からその法律案が国会(衆議院又は参議院)に提出されます。

### ④国会における審議

内閣提出の法律案が衆議院又は参議院に提出されると、原則として、その法律案の提出を受けた議院の議長は、これを適当な委員会に付託します。(委員会は複数あるが、例えば、予算についてされる予算委員会など)

インターネット等で審議も中継されておりますので、視聴したことがある方もいるかもしれませんが、委員会における審議は、まず、国務大臣の法律案の提案理由説明から始まり、審査に入ります。審査は、主として法律案に対する質疑応答の形式で進められます。

委員会における法律案の審議が終了すれば、その審議は、衆議院の委員会であれば衆議院の本会議に参議院の委員会であれば参議院の本会議に移行することとなります。

内閣提出の法律案が、衆議院又は参議院のいずれか先に提出された議院において、委員会及び本会議の表決の手続を経て可決されると、その法律案は、他の議院に送付されます。

### ⑤法律の成立

法律案は、憲法に特別の定めのある場合を除いては、衆議院及び参議院の両議院で可決したとき法律となります。

こうして、法律が成立したときは、後議院の議長から内閣を経由して奏上されることとなります。

その後、法律の公布を経て、法律が施行されることとなります。

「公布」は、成立した法律を一般に周知させる目的で、国民が知ることのできる状態に置くことをいい、法律の効力が一般的、現実的に発動し、作用することになることを「施行」といいます。

以上のように、簡単ではありますが、立法の流れについて紹介してきましたが、何かの参考となれば幸いです。

実際の法改正は、上述のようにそれぞれその法律を所管している部署が責任をもって一連の作業を行うわけですが、法律によっては様々な業界に影響を与えることが多く、情報通信機器課の立場からは情報通信機器業界に対して悪影響のないように、情報政策課の立場からは、情報の発展に悪影響がないように、その動向に留意する必要があります。

商務情報政策局に赴任中にもいくつもの審議会等で議論がされ、いろいろな法律の法改正が検討され、実際に法改正が行われましたが、その中でも、担当としてもよく関わっていた法改正事項を例に挙げて紹介をしたいと思います。

### (2) アクセスコントロールについて

アクセスコントロールとは、それ自体が特定の法律のことを指し示すものではないのですが、アクセスコントロールに関する法律(不競法、著作権法)について、以下に説明させていただきます。

DVDやデジタルTV放送などの映像には、そのコンテンツを保護する仕組みとして、DRM(Digital Rights Management)といわれる電子的に権利を保護する技術が様々な場面で用いられています。

DRMには大きく分けて2つの技術があり、一つはコピーコントロールと呼ばれる技術であって、もう一つはアクセスコントロールという技術です。

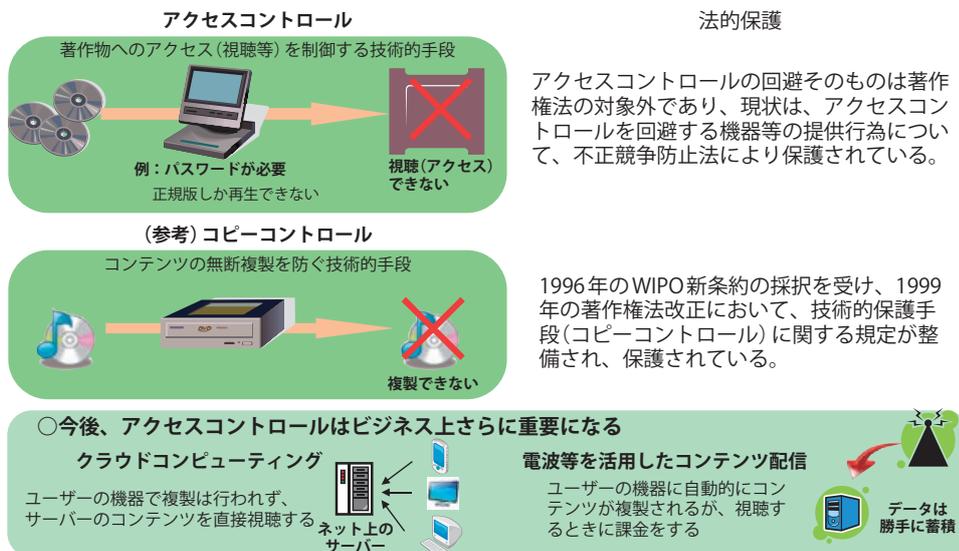
コピーコントロールとは、その名のとおり複製を制限するものであり、例えば、いまでは余り見られなくなっていますが、市販のビデオテープをダビングしたときにコピーしたテープを再生する際に映像にノイズをのせるような仕組み(マクロビジョンという技術が用いられている)が挙げられます。

一方、アクセスコントロールとは、コンテンツのアクセスを制限するもので、誰がどのような条件でアクセス可能かを制限したりする技術で、例えば、地上デジタル放送やWOWOWに代表されるスクランブル放送(電波自体は受信することができるが、B-CASカードなどによりスクランブル(暗号化)を解除しなければ視聴をすることができない)や携帯ゲーム機などでコピーしたゲームが動かず、正規のゲームだけ動くようにしている技術などが挙げられます。

ご存じの方もいるかもしれませんが、近年、アクセスコントロール回避についての問題が広く指摘されており、特にゲーム業界においては、マジコン<sup>3)</sup>と呼ばれる装置が広まり、インターネット上に無断でアップロードされたゲー

## アクセスコントロールの概要

アクセスコントロールは、コンテンツを暗号化する等して視聴を制限する手段。技術破り等への対応のため、コピーコントロール機能とアクセスコントロール機能の複合化が進むとともに、電子配信等においてアクセスコントロール機能そのものの重要性が高まっている。



(参考) 平成22年2月16日 知財戦略本部 コンテンツ強化専門調査会 インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ配布資料

ムソフトなどの著作権侵害コンテンツの氾濫と相まって、深刻な問題として捉えられておりました。

これを受けて、平成22年5月、知的財産戦略本部において決定された「知的財産推進計画2010」において、アクセスコントロール回避規制の強化を行うことが提言されています。

我が国においては、DRMの回避は、著作権法と不正競争防止法との双方によって規制されているため、文部科学省(文化庁)の文化審議会著作権分科法制問題小委員会において著作権法の改正の検討を、経済産業省の産業構造審

議会知的財産政策部会技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会において不競法の改正の検討がなされてきました。

具体的な検討の結果については、「平成23年1月文化審議会著作権分科会報告書」及び「平成23年2月技術的制限手段に係る不正競争防止法の見直しの方向性について」に取りまとめられているので、興味のある方はご覧いただければと思います。

なお、参考までに現在のDRMの回避の規制の態様は、以下の表のように整理されます。

		著作権法		不正競争防止法	
		民事的救済	刑事罰	民事的救済	刑事罰
コピーコントロール	回避を伴う私的複製	差止請求権(民法上の損害賠償請求権)	なし(第119条第1号括弧書き)	なし	なし
	回避専用装置等の「譲渡等」*	(民法上の損害賠償請求権)	3年以下の懲役 300万円以下の罰金(併科も可)	差止請求権 損害賠償請求権	5年以下の懲役 500万円以下の罰金(併科も可)
アクセスコントロール	回避を伴う私的複製	なし	なし	なし	なし
	回避専用装置等の「譲渡等」*	なし	なし	差止請求権 損害賠償請求権	5年以下の懲役 500万円以下の罰金(併科も可)

(※)「譲渡等」 著作権法においては、専用装置・プログラムの公衆への譲渡・貸与、公衆譲渡等目的の製造・輸入・所持、公衆供与、公衆送信、送信可能化、回避サービスの提供(第120条の2)

不正競争防止法においては、専用装置・プログラムの譲渡、引渡し、譲渡等目的の展示、輸出、輸入、送信(第2条第1項第11号)

(※) 下線部(不正競争防止法における刑事罰)については、平成23年12月1日施行

(参考) 平成23年1月 文化審議会著作権分科会 報告書

3) ニンテンドーDS(登録商標)などのアクセスコントロールを回避して違法な海賊版ゲームソフトを動作させる装置である「マジックコンピュータ」の略称。

さて、なぜ筆者がこれらの法律の改正に関わることになったかという話をしておこうと思います。マジコンを利用した不正なゲームの使用といった行為は、誰の目からも明らかに禁止されるべき行為であって、誰からも反論がでないような法改正であるとも思われるかもしれませんが。

しかしながら、DRMの回避という行為は、悪意ある機器によって悪意ある目的のために行われることもあります。その多くは、正規な機器により正当な目的のために行われることとなります。もちろん、マジコンだけを規制するのであれば、悪意あるユーザー以外に反対する者はいないとも思われますが、法律というものは規制にあたって柔軟な運用ができるようにするためある程度抽象的な文言とされることがあり、仮に、DRM回避の規制が強すぎる場合には、DRMなどの管理技術の開発努力の減退という悪影響が生ずるとの懸念が指摘されておりました。例えば、仮にパーソナルコンピュータ等汎用機の販売や管理技術の強度テスト機器の提供が規制されることになれば、コンテンツ提供業の基盤を守るための規制が、逆に、コンテンツを楽しむ家庭内の情報処理機器等の普及や、管理技術の技術進歩を阻害してしまうおそれが強いことなどが挙げられます。

そのため、J E I T A 会員企業を始めとする機器メーカーなどからは、上述のような懸念が今般の法改正を検討している際にも提言されておりました。

当該懸念については、知財推進計画2010においても「製品開発や研究開発の萎縮を招かないよう適切な除外規定を整備しつつ」という文言が記載されており、一定の配慮はなされるであろうと思われま

す。なお、不競法においてはすでに法改正が国会において審議され議決がなされており、実際の条文がすでに開示されておりますが、著作権法については今後国会の審議を経てその条文が開示されることとなっております。

また、このような話というのは、実はメーカーだけではなく、著作物等を利用するユーザーである皆さま一人一人にも関係する話であることを忘れてはいけません。

悪意ある行為が取り締まられるべきであることは何度もいうように当然のことではありますが、例えば、道路交通法において違法な行為が等しく厳罰化されたケースを想像してもらおうと、これは極端な例であって、あり得ない話ですが、仮にシートベルトを忘れた場合に禁固刑及び免許取り上げというように何もかもを過度に規制したのであれば車

に乗ること自体を敬遠する人も出てくることになり、全体として自動車産業自体が縮小してしまうようなことが予測されます。

最近では、インターネットにおいても様々な認証などを経ることが多くなっていますが、これら認証もアクセスコントロールの一種であり、認証技術の程度が低いものなどについては、ユーザーが自ら気づかないうちにそれら認証を解除してしまうようなことも十分に想定されます。

今般の法改正においては、個人のアクセス行為自体までは上述のようなことを鑑み規制されないという結論が報告書においてされていますが、著作権法などは、我々が日々あらゆる場所で関わることになるものであって、これまでは特に意識はしていませんでしたが、我々個人としても関心をもっておくべきことであると感じました。

なお、上述するように、機器メーカーの関心が高い法改正事項でありかつ情報の活用を推進するという立場からは、過度な規制によりインターネットユーザーが萎縮しないように配慮していただくことが重要であると考えていたため、各法改正担当者及び様々なご相談をさせていただいた関係者の方々には、時には無理なお願ひにも対応していただき、非常に感謝しております。

### (3) 私的録音録画補償金制度について

さて、以上では、立法の仕組み、具体的に立法された事案としてのアクセスコントロールに関する法改正を紹介してきたわけですが、次は、法改正がなされた案件ではないですが、当方が担当した業務の中で非常に印象深かった案件について紹介しようと思います。

皆様は、私的録音録画補償金制度というものをご存じでしょうか。恥ずかしながら私も経済産業省に赴任するまでは、その存在さえ知らなかった制度なのですが、以下に簡単に紹介させていただきます。

#### ○私的録音録画補償金制度とは

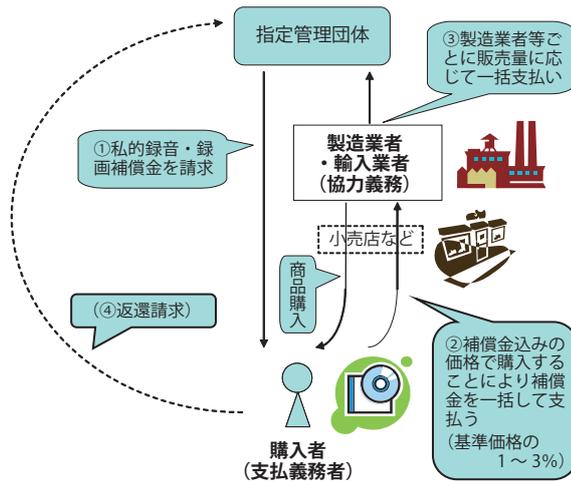
デジタル方式の録音録画機器・記録媒体を購入する際にユーザーから補償金を徴収(メーカーは協力)し、指定管理団体を通じて権利者に分配する制度であり、権利者の被る経済的不利益の解消を図るための措置として、平成4年の著作権法改正により導入された制度であって、著作権法上に規定された<sup>4)</sup>制度です。

4) 第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一～三 (略)

2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されなない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

私的録音録画補償金の支払いの仕組み



録音・・・機器(基準価格×2%：上限1000円) 媒体(基準価格×3%)  
録画・・・機器(基準価格×1%：上限1000円) 媒体(基準価格×1%)  
※ 基準価格=最初に流通に供した価格又はカタログ価格×65%(機器)  
×50%(媒体)

対象機器・記録媒体

録音	機器	DAT (デジタル・オーディオ・テープ) レコーダー
		DCC (デジタル・コンパクト・カセット) レコーダー
		MD (ミニ・ディスク) レコーダー
		CD-R (コンパクト・ディスク・レコーダブル) 方式CDレコーダー
		CD-RW (コンパクト・ディスク・リライタブル) 方式CDレコーダー
	記録媒体	上記の機器に用いられるテープ, ディスク
録画	機器	DVCR (デジタル・ビデオ・カセット・レコーダー)
		D-VHS (データ・ビデオ・ホーム・システム)
		MVDISC (マルチメディア・ビデオ・ディスク) レコーダー
		DVD-RW (デジタル・バーサタイル・ディスク・リライダブル) 方式DVDレコーダー
		DVD-RAM (デジタル・バーサタイル・ディスク・ランダム・アクセス・メモリー) 方式DVDレコーダー
	Blu-ray (ブルーレイ) レコーダー	
記録媒体	上記の機器に用いられるテープ, ディスク	

※平成21年5月22日より、ブルーレイディスク関連機器及び記録媒体が追加

(参考) 平成19年10月 文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理

これまでの経緯について述べさせていただくと、補償金制度については、その制度ができて以来一定の機能を果たしてきた訳ですが、制度上あるいは運用上の問題や、DRM技術の発展などの制度の前提となっている状況の変化等について指摘がなされ、補償金制度については「その廃止や骨組みの見直し、更には他の措置の導入も視野に入れ、抜本的な検討を行うべきである」と提言<sup>5)</sup>されました。

これを受けて文化審議会著作権分科会の下に私的録音録画小委員会が設置され審議されてきましたが、具体的な改

善策というものはまだ策定されていない状況です。

すでに御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、現在、当該制度については、特に「ダビング10」と呼ばれるコピーの回数を制限するというDRMが付与されたデジタル放送のデジタル録画機器についての取り扱いを巡り、補償金の徴収を行っている指定管理団体と機器メーカーとの間で訴訟に発展している状況です。

こちらの制度については、現在裁判で係争中の部分もあるために、概要を紹介するにとどめたいと思いますが、解

5) 平成18年1月文化審議会著作権分科会報告書

決を前に任期を終えることとなってしまったこともあり、担当した業務の中でも非常に印象に残っております。

こちらの制度についても、レコーダー等を持っている人の多くが補償金をこれまで実際支払ってきている（レコーダー1台あたり500円ほど）ように、著作権法というものは非常に身近な法律であるということを認識していただければ幸いです。

#### 4. おわりに

これまで、つらつらと思うがままに着任した部署や関わってきた部署について説明してきたわけですが、もうしばらくお付き合いいただければ幸いです。

経済産業省に在籍した二年間についての感想としては、審査官としてというよりは、「行政官として」業務を行ってきたという印象が非常に強く残っています。

個人的感想によると行政官の業務においては、調整というものがその肝であると強く感じました。

特許法にも規定されているとおり、審査官は審査において決裁権限を有しており、担当した案件について最終的には一人で結論を出すこととなります。

それに比べて、経済産業省での仕事の結論を自らが行うことはできずに、色々な立場の人が様々な意見を持っている中で、自身の立ち位置をしっかりと認識して、関係する業界や他省庁、時には自分の省内、課内の人たちと調整を行い国家公務員として最終的には国益に資する結果となるようにするということが非常に重要なことであると感じました。

大きな決断に関しては、一係長がその判断に関わることはほぼありませんが、最終的に判断がなされるための地合の形成などはまさに担当官の業務であったのではないかと思います。（その調整で非常に胃の痛い思いをすることなども多々ありましたが・・・）

我々審査官も国家公務員であることは明らかですが、非常に専門的な（特定の）業務に終始していることもあり、自分たちが法律に基づいて業務をしているということや、国家公務員の一員であるという認識も次第に薄くなっていくのではないのでしょうか。

私も経済産業省に赴任するまでは十分把握してなかったようなこともあったと思います。

経済産業省に赴任中に業務や業務外などで経済産業省採用の若手と様々な場で話をしてきましたが、これまで話してきたようなことについては、入ったばかりの新人はさすがに知らないことも多いですが、2年目にもなれば当然知っていることであり、若手の職員であっても前提の知識の違いに驚かされることも少なくありませんでした。

もし、今後外部の省庁などに赴任する機会などがあれば、この記事を少し思い出していただければ幸いです。

また、経済産業省に赴任中の2年間においては、情報やコンテンツ等を利用する側の立場として著作権法などの法律に関わってきましたが、改めて著作権法というものは我々国民一人一人に密接に関係した法律だと認識し、強い関心を持つに至りました。

今回は、アクセスコントロールや私的録音録画補償金制度について概要だけ紹介させてもらいましたが、皆様が身近な法律として著作権法に関心をもっていただくきっかけとなれば本稿も、少しは皆様に貢献できたのではないかと思います。

## profile

松原 陽介 (まつばら ようすけ)

平成16年4月 特許庁入庁（特許審査第二部生産機械）

平成21年7月 経済産業省商務情報政策局情報通信機器課・情報国際企画室

平成23年7月より現職